

平成31年

第5回福岡県教育委員会会議（定例会）会議録

日 時 平成31年3月7日（木）
開会14時00分 閉会15時26分

場 所 福岡県庁4階 教育委員会会議室

【議事等】

1 協議

- (1) 県立学校長の人事について
- (2) 事務局等職員の人事について
- (3) 平成31（2019）年度福岡県教育施策実施計画【暫定版】について

2 議事

- ・第7号議案 福岡県指定文化財の指定等について
- ・第8号議案 県費負担教職員の人事について
- ・第9号議案 福岡県社会教育委員会議規則等を廃止する規則の制定について
- ・第10号議案 福岡県教育振興審議会規則の制定について
- ・第11号議案 福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則の制定について

【内 容】

1 出席者

教育長：城戸秀明

委員：清家渉、久保田誠二、宮本美代子、前田恵理、木下比奈子

2 欠席者

なし

3 出席職員

副教育長 吉田法稔、教育監 長俊一、教育総務部長 辰田一郎、教育振興部長 木原茂、
総務企画課長 日高公德、財務課長 石橋裕次、教職員課長 松永一雄、
施設課長 池松峰男、文化財保護課長 河口靖志、高校教育課長 田中直喜、
義務教育課長 一色潤貴、特別支援教育課長 井手優二、
体育スポーツ健康課長 寺崎雅巳、社会教育課長 谷本理佐

4 傍聴者等数

1名

5 議事録

【城戸教育長】

ただいまから第5回の教育委員会会議定例会を開催いたします。

本日の案件につきましてはお手許に配付している資料のとおりでございます。

では、審議に入ります前に、非公開発議の有無を確認いたします。本日の案件の中で、

非公開で審議することが適当なものはありませんでしょうか。

＜木下委員が挙手＞

【木下委員】

はい。第7号議案は個人情報を含む案件であり、また第8号議案、協議（1）及び協議（2）は人事に関する案件であるため非公開とする発議をいたします。

【城戸教育長】

ただいま、木下委員から非公開の発議がありましたので採決をとりたいと思います。ただいまの発議に対して賛成の方は挙手願います。

＜全員が挙手＞

【城戸教育長】

賛成全員でございます。よって、第7号議案、第8号議案、協議（1）及び協議（2）につきましては非公開とします。

他に非公開で審議することが適当なものはありませんでしょうか。

＜なし＞

【城戸教育長】

ないようですので、以上で非公開発議の確認を終わります。

本日は都合により、非公開案件を先に審議することといたします。従いまして、非公開にて、第7号議案、第8号議案、協議（1）、協議（2）の順で審議した後、公開にて協議（3）、第9号議案から第11号議案の順で審議することといたします。

傍聴人の方に申し上げます。この後、非公開審議となりますので、一旦、全員御退席いただきますようお願いいたします。

○第7号議案 福岡県指定文化財の指定等について

福岡県指定文化財の指定等について、審議の結果、原案どおり可決した。

○第8号議案 県費負担教職員の人事について

県費負担教職員の処分人事について、審議の結果、原案どおり可決した。

○協議（１） 県立学校長の人事について

県立学校長の人事について、協議を行った。

○協議（２） 事務局等職員の人事について

事務局等職員の人事について、協議を行った。

（ 1 4 : 4 8 ）

【城戸教育長】

それでは、公開での審議に移ります。

傍聴の方に申し上げます。受付で配付されました「傍聴人の留意事項」を遵守し、会議進行の妨げにならないよう御協力をお願いします。

それでは、協議（３）「平成３１（２０１９）年度福岡県教育施策実施計画【暫定版】について」を日高総務企画課長お願いします。

○協議（３） 平成３１（２０１９）年度福岡県教育施策実施計画【暫定版】について

【日高総務企画課長】

それでは平成３１（２０１９）年度福岡県教育施策実施計画【暫定版】について御説明いたします。

<日高総務企画課長が資料に沿って説明>

【日高総務企画課長】

今後の予定でございますが、本日頂きました御意見等を踏まえまして、引き続き関係各課と協議検討を行ってまいりたいと考えております。調整後の案につきましては、3月22日の教育委員会議においてお示しした上で、議決を頂きたいと考えております。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【城戸教育長】

説明は終わりました。御意見や御質問がございましたらお願いいたします。

【清家委員】

協議をする機会はあと何回あるのですか。

【日高総務企画課長】

暫定版については、基本的には新規事業等はあまり入っておりませんので、本日の協議を踏まえ、3月22日に案をお示しし、議決を頂くということとなります。その後、平成31年度6月議会において当初予算が成立した後に、暫定版の内容に新規事業等の内容を加えるとともに、修正を行いながら協議を2回ほど行います。

【宮本委員】

「指標」について、例えば28ページの「科学の甲子園ジュニア（中学生対象）の参加チーム数」や34ページの「留学説明会の参加者数」など、現状値よりも目標値が下がっている項目がいくつかあるのですが、これにはどのような意味があるのですか。

【日高総務企画課長】

「指標」については、基本的には現状値が低い場合には目標値の方を高く設定することとしておりますが、一旦、目標値に到達した後は、その数値を維持することも大切であるという考えにより、このように設定しているものでございます。

【宮本委員】

19ページの「指標」の「『“新”家庭教育宣言』を実施した小・中学校の割合」については、毎年100%を達成しているようですが、目標値に何か変更を加えるということはないのですか。

【谷本社会教育課長】

ここ2年ほどは確かに100%を達成しておりますが、それまでは地域の全学校で100%達成するということが難しかったことから今回も使用しているものです。毎年度、全学校が宣言することを目標として取り組んでおります。

【城戸教育長】

他にはないのかということですか。

【宮本委員】

新鮮味のある指標はありませんでしょうか。

【谷本社会教育課長】

検討してみます。

【前田委員】

20ページの「平成31（2019）年度 主な取組・事業」の「専門学科及び特色ある学科・コースの充実」について、30年度において課題の抽出がどの程度進み、また、定時制（多部制）単位制高等学校の未設置地区への整備はどれくらいの日程で進めていかれるのかを教えてください。

【田中高校教育課長】

定時制（多部制）単位制高等学校については、現在、全日制・学年生の高等学校の教育では対応できないニーズに応えるため、福岡地区の博多青松高等学校と北九州地区のひびき高等学校に加え、筑後地区と筑豊地区に設置が必要であるということを教育委員会事務局として意思決定をしております。現在、どこの学校でどのような内容を実施するかを検討しているところでございます。近いうちに案についてお示ししたいと思います。また、内容の検討や周知等の準備期間として2年ほど必要かと思っておりますので、実際の開校については、早くても2021年度になろうかと思っております。新しい指導要領が実施されますのが2022年度からですので、そのあたりが一番ふさわしいと思っております。

【前田委員】

39ページの「平成31（2019）年度 主な取組・事業」に「ふくおかアスリート育成強化事業の実施」と新たな名称が記載されています。この中で「2020年開催の東京オリンピックに向けて、10種目の女子競技について強化拠点づくりを行い、県外遠征や海外遠征等を実施します。」とあります。東京オリンピックが間近になっており、各種競技団体との兼ね合いもあろうかと思っておりますが、県ができる拠点づくりとはどういったものなのでしょうか。

【寺崎体育スポーツ健康課長】

本県では、女性アスリート育成強化事業を平成27年度から実施しておりまして、今回はジュニアアスリート育成強化事業と女性アスリート育成強化事業を統合した事業として改編しております。

この10種目とは、女子レスリングやボクシングなど、それまでオリンピックにはありましたが、国体にはなかった競技でございます。平成27年度からそれらの競技が少しずつ追加されていったという経緯がございます。

強化拠点とは、例えば、ある学校や競技場を指定して、そこに選手が集まり強化事業を行うといったことです。しかし、あとオリンピックまではあと一年ですので、これまで取り組んできたことを更に充実していくという意味合いになります。

【清家委員】

体力の向上についてはこれまでも意見を申し上げてきました。いかにして子どもたちが体を動かす時間を作るかということに尽きると思います。

8ページの「指標」の中に、「学校の体育の授業以外で、週3日以上運動やスポーツをする児童生徒の割合」があります。週3日以上運動する児童生徒の割合の目標値で50%を目指すというのはなかなか難しいのではないかと思います。そこで、週に1日、2日でもいいので100%の達成を目指すような方策はありませんでしょうか。

【寺崎体育スポーツ健康課長】

今回、国のスポーツ基本計画を参考にしながら福岡県スポーツ推進計画を改定しました。その中で、スポーツの捉え方が従来よりも広がりを見せております。例えば散歩やスロージョギングについてもスポーツの範疇となっています。ここで、県としては塾や友人の家に遊びに行くといった行動についても、広く運動スポーツとして捉えようとしており、これにより結果も変わってくるのではないかと考えております。

【清家委員】

私はその考えに賛成です。身体を動かすということの手段をスポーツに限定する必要はないと思います。

もう一点質問ですが、健康教育ということで、中学・高校生への鉄剤の投与の弊害についてです。鉄剤を血管投与すると、鉄剤のヘモグロビンが全て身体に吸収されるため、競技能力は上がることとなります。実際、駅伝の例では、7区間でタイムが30秒は違ってくると思います。そのため、どうしても有力校では鉄剤投与が止められないのです。

ただ、一番大事なのは、人間の身体には鉄剤を排泄する能力がないということなのです。人間の臓器は必要以上の要素を取り込んだら排泄する能力があるのですが、鉄剤については全くないのです。従って、蓄積しすぎると肝臓、脾臓、心臓などに害を及ぼし、ひどい場合は肝硬変や糖尿病や心臓疾患を併発するといった危険性があります。

よって、こういった危険性について周知を徹底する必要があるかと思えます。こういった問題に対する現状と、現在行っている対策について教えてください。

【寺崎体育スポーツ健康課長】

御指摘の件は昨年の12月頃に新聞で報道されまして、陸上競技連盟とスポーツ庁でも緊急の対策が必要であるということで問題になっていたものでございます。

ある例では、高校を卒業して社会人となった選手が、鉄剤の影響により5年間くらい選手として全く動けなかったという事案があります。

平成28年から鉄剤は害があるという通知をしていたにも関わらず、ある新聞社の調査によると陸上界では全国駅伝大会出場校のうち17校が3年間にわたって鉄剤を

投与していたという実態が浮き彫りになっています。この事実を受けまして、日本陸上競技連盟や医師会の働きかけにより、スポーツ庁からこの鉄剤に関する通知が発出され、県としては1月23日付で県立学校や各市町村等に通知したところでございます。

県は、中体連や高体連にも鉄剤等の薬剤の影響に関する報告が上がっているかについて聞き取りを行いました。中体連、高体連では把握をしていないとのことでした。

今後どう対応していくかということですが、やはり中学・高校生の健康被害が一番問題であると思っておりますので、県体育協会のスポーツ医科学委員会等でも御意見を伺い、また中体連や高体連と連携を図りながらどのようにしていくか検討してまいりたいと考えております。

【清家委員】

適切に鉄剤を使用し、害が生じることなく活動している選手も実際にいるわけです。鉄剤が害となっているか見極める血液検査があります。血液の中の鉄が余剰であるかどうかを表す「フェリチン」というたんぱく質の値を調べるといいます。現在、鉄剤を使用している中学・高校生についても将来、健康被害が生じるかどうかという判定にも使うことができます。このような血液検査によるチェックの導入というのも考えていただきたいです。

【前田委員】

昨年度、本県は国体で8位でした。39ページの「指標」では、目標値が毎年度8位となっているようですが、目標順位を上げるということはされないのでしょうか。

【寺崎体育スポーツ健康課長】

県のスポーツ推進計画では今後数年でさらに上位を目指すこととしておりますが、今回の国体では3年ぶりに8位になったものでして、非常に厳しい中で達成したものでございますので、これを維持することを当面の目標としております。

【木下委員】

23ページの「平成31（2019）年度 主な取組・事業」で学校空調について県による管理を行うということになっております。県内の県立学校には、しっかり空調が整備されている学校もあれば、必要最低限しか整備されていない学校もあるかと思えます。県として整備するのはどこまでなのでしょうか。

【池松施設課長】

今後の整備方針については、現在検討しているところです。現時点では、普通教室や特別教室を想定しております。また、体育館などの大空間については莫大な費用が掛か

りますので、今後研究していきたいと考えております。

【城戸教育長】

他にございませんでしょうか。

< な し >

【城戸教育長】

特にないようです。この暫定版については今後、改めて議決をいただくこととなります。

続きまして、第9号議案「福岡県社会教育委員会議規則等を廃止する規則の制定について」と第10号議案「福岡県教育振興審議会規則の制定について」は関連する審議でございますので、日高総務企画課長、一括して説明をお願いします。

○第9号議案 福岡県社会教育委員会議規則等を廃止する規則の制定について

○第10号議案 福岡県教育振興審議会規則の制定について

【日高総務企画課長】

それでは、第9号議案の福岡県社会教育委員会議規則等を廃止する規則の制定について及び第10号議案の福岡県教育振興審議会規則の制定について御説明いたします。

<日高総務企画課長が資料に沿って説明>

【日高総務企画課長】

説明は以上でございます。なお、福岡県教育振興審議会の委員につきましては、本規則の議決をいただいた後に、関係各課との調整を行いまして具体的な人選をしたいと考えております。人選案が固まりましたら、改めて教育委員会会議でお諮りする予定でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【城戸教育長】

説明は終わりました。御意見や御質問をお願いいたします。

【宮本委員】

社会教育委員の会議は廃止されますが、社会教育委員については選出されるのですか。

【谷本社会教育課長】

今回、社会教育委員会議は廃止されますが、社会教育委員については条例が残っております。新たに設置する福岡県教育振興審議会では部会として諸計画を立てていただくという形を考えております。

【城戸教育長】

他にございませんでしょうか。

< な し >

【城戸教育長】

特にないようです。第9号議案と第10号議案については可決します。

続きまして、第11号議案「福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則の制定について」を日高総務企画課長お願いします。

○第11号議案 福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則の制定について

【日高総務企画課長】

それでは、第11号議案の福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則の制定について御説明いたします。

<日高総務企画課長が資料に沿って説明>

【日高総務企画課長】

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

【城戸教育長】

説明は終わりました。御意見や御質問をお願いいたします。

< な し >

【城戸教育長】

特にないようですので本議案については可決します。

以上で本日の会議を終了します。

(15:26)